

至誠館大学副学長の選任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人菅原学園組織運営規程第13条第2項の規程に基づき、至誠館大学副学長（以下「副学長」という。）候補者の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副学長は、至誠館大学長（以下「学長」という。）を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(員数)

第3条 副学長は、2人以内とする。

(選任方法)

第4条 副学長は、教授のうちから学長の推薦に基づき、理事長が選任する。

(選任時期)

第5条 前条の規定による副学長の選任は、次の場合に行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。
- (2) 副学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副学長が欠員となったとき。

(推薦方法)

第6条 削除

(任期)

第7条 副学長の任期は、2年とする。ただし、学長の任期を超えることはできない。

2 副学長は、理事会が認めた場合は、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えて再任することはできない。

3 理事会が認めた場合は、副学長の任用期間を変更することができる。

4 副学長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成15年	4月	1日
改正	平成19年	4月	1日（第1回改正）
	平成26年	4月	1日（第2回改正）
	平成27年	4月	1日（第3回改正）
	平成29年	4月	1日（第4回改正）

平成29年10月 3日（第5回改正）

平成31年 4月 1日（第6回改正）